

作成日 : 2016 年 11 月 1 日

ドイツ連邦共和国
Federal Republic of Germany

特許庁の所在地 :

ドイツ特許商標庁
Deutsches Patent-und Markenamt
German Patent and Trademark Office (DPMA)

Zweibrückenstraße 12, 80331 München, Germany

Tel : 49-89-2195-1000

Fax : 49-89-2195-2221

E-Mail : info@dpma.de

Website : <http://www.dpma.de/>

目 次

〈共通情報〉

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス方法

〈特許制度〉

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

〈実用新案制度（存在する場合）〉

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ（フローチャート及び期限等の説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (10) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (12) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日独 PPH については、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_germany_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

ドイツ国内に住所を有していない出願人は、現地代理人(弁理士又は弁護士)を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Patentanwaltskammer

(Patent Lawyers and Patent Attorneys)

Tal 29 80331 Munchen Germany

Tel: 49-89-2422278-0 Fax: 49-89-2422278-24

E-mail: dpak@patentanwalt.de Website: www.patentanwaltskammer.de

5. 出願言語

いずれの言語でも出願可能です。

6. その他関係団体

JETRO DUSSELDORF

Immermannstrasse 65C 40210 Dusseldorf,
Bundesrepublik Deutschland

Tel: 49-211-136020 Fax: 49-211-326411

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.dpma.de/english/index.html>

特許制度

1. 現行法令について

- (1) 2013年10月19日に改正され、2014年4月1日施行の改正法が適用されています。
- (2) なお、情報によりますと、2016年4月4日に法律改正が行われ、その改正法の施行日は2016年7月1日、及び2016年10月1日とのことです。
しかし、その改正の内容は主に行政上の事項及びその手続き (Administrative and Procedural Matters) に関するもので、特許の手続きに影響はないものとのことです。

2. 特許出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) :
出願人の名称及び住所、希望する場合は新規性調査・審査請求、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。
願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。
- (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :
 - ① ドイツ語以外の言語による出願の場合、翻訳文提出期限は原則として出願後3ヶ月以内です。
 - ② 英語又はフランス語による出願の場合は、翻訳文提出期限は出願日から12ヶ月以内(優先権主張出願の場合は、優先日から15ヶ月以内)となっております。
- (3) 必要な図面 (Drawings) :
- (4) 要約 (Abstract) :
- (5) 委任状 (Power of Attorney) :
提出不要です。
- (6) 発明者宣言書 (Designation of Inventor-ship) :
発明者の氏名及び住所を記載し、出願人が発明を取得した方法を述べる書類です。
- (7) 優先権証明書 (Priority Document) :
 - ① 優先権証明書の原本を提出する必要はなく、その写しを提出することができます。
 - ② 優先権証明書の翻訳文は、要求された場合にのみ提出します。
 - ③ 優先権譲渡証は、特許庁から要求があった場合に提出します。

3. 料金表（単位：ユーロ (EUR) です。）

(1) 出願料金：

①紙形式出願の場合	60
11個以上1クレーム当たり	30
②電子出願の場合	40
11個以上1クレーム当たり	20
(2)新規性調査料金	300
(3)新規性調査請求後の審査請求料金	150
(4)審査請求料金	350
(5)拒絶査定に対する不服申立料金	200
(6)異議申立料金	200
(7)手続続行料金 (Further Processing Fee)	100

(8) 年 金：

①3年度	70
②4年度	70
③5年度	90
④6年度	130
⑤7年度	180
⑥8年度	240
⑦9年度	290
⑧10年度	350
⑨11年度	470
⑩12年度	620
⑪13年度	760
⑫14年度	910
⑬15年度	1,060
⑭16年度	1,230
⑮17年度	1,410
⑯18年度	1,590
⑰19年度	1,760
⑱20年度	1,940

なお、実施許諾の宣誓書を提出した場合は、年金納付金額が半額になります。

4. 料金減免制度について

- (1) 国際調査報告が作成されている場合、審査請求料金は減額されます。
- (2) わが国のような減免制度はありませんが、特許権者が貧困の場合には、年金の(3年度から12年度まで)支払いを延期することができます。

5. 実体審査の有無

特許出願は実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

特許出願は出願公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が導入されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 出願言語は、ドイツ語ですが出願は日本語等で行うこともできます。

但し、日本語等で出願を行った場合には、出願日から3ヶ月以内にドイツ語翻訳文を提出する必要があります。

(2) 特許を受けるためには、発明が不特許事由に該当しないこと、新規性を有すること、進歩性を有すること及び産業上の利用性があることが必要です。

(3) 不特許事由について：

次の内容は発明とはみなされません。

① 芸術的な創作物である場合

② 発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合

③ 精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合

④ コンピュータプログラム自体の場合

等が、該当します。

(4) 新規性について：

① 絶対的新規性が採用されています。

従って、出願に係る発明がその出願日前（優先権を主張する場合は、優先日前）に世界中のいずれかの国で、公知、公用、又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく特許を受けることはできません。

② 出願後に、出願公開された先の出願の願書に添付された明細書等に記載された発明と、同一である後の出願については、出願人の同一性の有無に拘わらず特許を受けることはできません（ホールコンテンツ・アプローチの採用です）。

< 新規性喪失の例外 >

(a) 出願人の意に反して発明が公表された場合

(b) 発明が国際的な博覧会に出品されたことにより公表された場合

但し、いずれの場合でも、公表された日から6ヶ月以内に出願がされ、国際的博覧会に出品した場合は、出願と同時に出品に関する陳述書を提出し、且つ出願日から4ヶ月以内に、博覧会に出品したこ

とを証明する証明書を提出する必要があります。

(5) 審査手続き：

①方式審査

出願は方式的要件、明白な不特許事由、発明の単一性に限り自動的に審査されます。

②調査

(a) 出願人は、実体審査請求の前に、新規性調査報告書の発行を請求することができます。

新規性調査報告書の発行後に審査請求を行う場合、審査請求料金は減額されます。

(b) なお、従来は調査報告において、新規性の判断に考慮される引用文献のリストアップを目的としておりましたが、新規性等についての特許性評価 (Assessing the Patentability) が行われるように改正され、又第三者も調査報告の請求が可能でしたが、出願人のみが請求できるように改正されています。

③出願公開

(a) 出願日(優先権を主張している場合は優先日)から18ヶ月経過後、出願書類は公衆の閲覧に供されます。

(b) 出願公開により、いわゆる仮保護の権利が発生します。

④実体審査

(a) 出願審査請求は出願日から7年以内にしなければなりません。

この期間内に請求しない場合、出願は自動的に失効となります。

なお、わが国と同様に、第三者も出願審査請求を行うことができます。

(b) 出願審査請求がされると、審査官により、新規性、進歩性等の特許要件が審査され、その結果特許要件を満たしていないと判断された場合は、「拒絶理由通知書」に該当する「指令」が送達されます。最終的に、審査官は、出願に係る発明を特許にすることができるか、拒絶すべきものであるか判断し、その審査の段階で提出された意見書或いは手続補正書を判断し、特許するものと認めると、出願は特許を付与するものとして、特許明細書が特許公報に公告されます。

(c) 一方、審査の結果、出願が拒絶査定され、当該査定に不服がある場合には、決定書の受領日から1ヶ月以内に特許庁へ審判を請求することができます。

特許庁が、審判請求は正当であると判断した場合には、決定が訂正され、一方正当でないと判断した場合には、特許裁判所が最終決定

を行います。

(d)特許の付与がされるまで、明細書の当初記載範囲内で補正をすることができます。

⑤異議申立て

異議申立てできる期間が、従来は特許付与の公告の日から3ヶ月でしたが、9ヶ月に変更されております。

<異議申立理由>

(a)発明が特許要件を満たしていない場合

(b)明細書に記載された発明が、記載不十分な場合

(c)補正により、発明が出願当初の範囲を超えた場合、等です。

⑥Further Processing（手続続行）制度

この制度は、手続期間の徒過により出願が拒絶となった場合、その決定の日から1ヶ月以内に特別な料金を納付することにより、更なる審査を受けることを可能とするものです。

いわゆる、特別な料金を納付することにより期間の延長を申請したものと同様な効果を有します。

この手続きは、実用新案・意匠出願及び商標登録出願に対しても同様に適用されます。

⑦分割出願

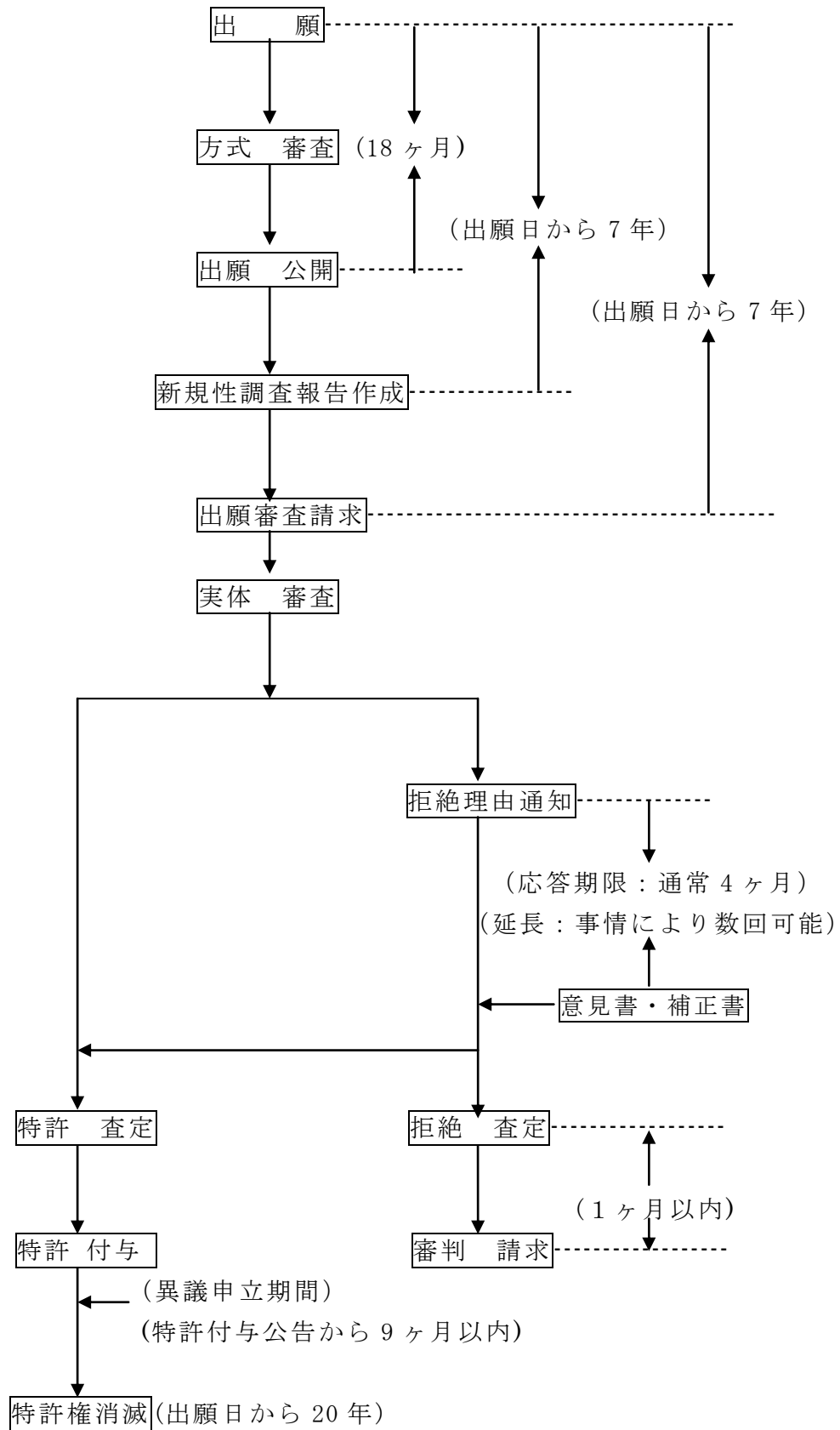
特許付与前に分割出願をすることができます。

⑧早期審査

早期審査が採用されています。

グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）を利用することができます。

出願から登録までのフローチャート



日・独特許審査ハイウェイ（GPPH）に関して：

- (1) 日本国特許庁は、特許審査ハイウェイについて、さらに手続きの利便性の向上を図るべく、他国特許庁と、グローバル特許審査ハイウェイ (Global Patent Prosecution Highway) (GPPH) を 2014 年 1 月 6 日から開始することに合意し、ドイツ特許庁もこの GPPH に 2015 年 7 月 6 日に加わりました。
- (2) その結果、GPPH に参加した特許庁間ですべての PPH が可能となり、国によりどの PPH が利用可能なのか区別する必要がなくなりました。
- (3) この GPPH には、米国特許庁、英国特許庁、オーストラリア特許庁、韓国特許庁等、21 カ国の特許庁が参加しております(2015 年 7 月 6 日現在)。

ドイツ特許庁に GPPH による早期審査 (Accelerated Examination) を請求するための要件は、次の通りです。

(A) 申請要件

- (1) PPH を申請するドイツ出願と対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。
例えば、ドイツ出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) が、
 - ① 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、
 - ② 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること、
 - ③ 先行庁出願 (PCT 出願の国内移行出願も含む) と同一の優先権基礎出願を有する出願であること、等です。
- (2) 一の先行庁出願が、先行庁により特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (3) ドイツ出願の全ての請求項が、先行庁によって特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。
- (4) ドイツ特許庁が、ドイツ出願の実体審査を着手していないこと。
即ち、出願審査請求後に、ドイツ特許庁が出願人にオフィス・アクションを送付していないことが、必要です。

(B) 必要な書類

必要な書類に関して、ドイツ語、英語及びフランス語による言語が認められています。

なお、利用可能な機械翻訳が不十分な場合、ドイツ特許庁の審査官は出願人に更なる翻訳文の提出を求めます。

- (1) 先行庁出願におけるすべてのオフィス・アクションの写し
- ① オフィス・アクションは、サーチ・レポート、実体審査報告書、PCT 出願における WO/ISA, WO/IPEA, IPER, 及び特許付与決定書等が該当します。
 - ② なお、これらの書類が先行庁のドシエ・アクセス・システム (dossier access system) によるオンラインで入手できる場合、書類を提出する必要はありません。書類名のリストアップのみで十分です。
- (2) 先行庁出願の特許可能と判断された請求項の写し
- 上記同様、先行庁のドシエ・アクセス・システムによるオンラインで入手できる場合は、提出不要です。
- (3) 請求項対応表
- ドイツ出願のすべての請求項と先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表です。
- (4) 先行庁出願の審査官が引用した文献の写し
- ① 引用文献が特許文献の場合、通常 DEPATIS や EPOQUE によりドイツ特許庁で入手できますので、提出する必要はありません。
 - ② 原則として、引用文献の翻訳は不要です。
- (C) 早期審査の手続き
- 出願人は、早期審査を申請する申請書及び関連する書類を提出する必要があります。
- (1) ドイツ特許庁は、全ての要件が満たしていると判断した場合、早期審査を行います。
- (2) 出願が GPPH 参加の資格を有していない場合、出願人にその旨通知され、出願は通常の手続きにより審査が進められます。
- (3) なお、申請書がすべての要件を満たしていない場合、出願人は不備を修正し PPH 申請書を再提出することができます。
- ① GPPH に基づく早期審査が認められない旨の通知が発行される前に、出願人は不足書類を提出することができます。
 - ② GPPH に基づく早期審査が認められない旨の通知が発行された後でも、出願人は、最初のオフィス・アクション（拒絶理由通知書）が発行される前に申請書が提出された場合に限り、別途新たな PPH 申請書を提出することができます。

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。
- 特許権は、特許付与の公告日に発生します。
- (2) 出願の第 3 年目から維持年金を納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：優先日から 30 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：
 - ドイツ語による国際出願の明細書等の翻訳文の提出が必要です。
 - ① 第 19 条補正がされた場合：
 - 国際出願時の請求の範囲及び補正後の双方の翻訳文
 - ② 第 34 条補正がされた場合：
 - 国際出願時の明細書等及び補正後の双方の翻訳文
- (3) 出願審査請求は、国際出願日から 7 年以内に行う必要があります。

11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
 - 約 2 年から 2 年 6 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：
 - 審査請求をする時期にもよりますが、約 5 年から 6 年です。
- (3) 出願の際：
 - ① ドイツ語以外の言語により出願することができます。
 - 日本語により出願した場合には、ドイツ語の翻訳文を出願日から 3 ヶ月以内に提出する必要がありますので、その場合には、翻訳文提出期限に十分留意する必要があります。
 - ② 優先権を主張する場合には、一般的に優先権証明書（Priority Document）の提出を要求しています。
 - しかし、ドイツでは日本の特許庁により証明された出願書類ではなく、単なるそのコピーを証明書として認めています。
 - 従いまして、優先権証明書の原本を提出する必要はありません。
- (4) 出願後の手続：
 - ① 新規性調査請求制度及び審査請求制度が採用されています。
 - 新規性調査報告作成の請求や実体審査の請求は出願日から 7 年以内に行なう必要があります。
 - この期間は非常に長期ですので、現地代理人へ出願を依頼する際には、オーダーレター（依頼書）中に、適宜、その期限のリマインダーを送るように明記しておくことを勧めます。
 - ② 新規性調査報告作成の請求をした後に、審査の請求を、又直接審査請求を、7 年以内に行うことも可能です。
 - 直接審査請求をする場合には、その請求の中に新規性の調査も含まれるため、調査請求をした後に審査請求をする場合と、直接審査請求を

する場合とは、その料金が異なりますので留意して下さい。

③審査続行手続（Further Processing Procedure）が、導入されております。

すなわち、拒絶理由通知等の期限内に応答することができず、そのために出願が拒絶された場合には、特別な料金を払いこの手続きを申請することにより、期間を延長したと同等な効果を得ることのできる手続きです。

従いまして、誤って手続期間を徒過した場合には、この手続きを利用することにより出願を回復することができますので、留意して下さい。なお、この申請手続きは、決定の通知日から1ヶ月以内と短いことに留意して下さい。

(5)特許後：

①特許を維持するためには、いわゆる年金を毎年納付しなければなりません。しかも、その金額は年度毎に高額となります。

②ところが、ドイツを始め他のヨーロッパ諸国において、自己の特許を第三者に実施を認める旨の宣言書を特許庁に登録することにより、年金が半額になるという制度が採用されております。

この制度は一般に “Declare a Readiness to Grant Licenses” と呼ばれております。

③従いまして、特許権者はその特許の価値や実施の可能性を考慮し、この制度を利用すべきか否かを検討する価値があるのではないかと考えられます。

(6)EPC 経由の場合：

EPC 出願が特許となり、指定国にドイツが含まれていた場合、指定国ドイツで権利化を有効にするために、EP 特許のドイツ語の翻訳文は提出する必要はありませんので、留意して下さい。

(7)回復：

法定期間を徒過した場合、一定の期間内に手続きをすることにより、回復の申請をすることができます。

但し、異議申立期間や国内優先権主張の12ヶ月の優先期間に対しては適用されません。

(8)最初に出願する義務：

ドイツ国内でなされた発明について、最初にドイツ特許庁に出願をしなければならない旨の規定はありません。

実用新案制度

1. 現行法令について

- (1) 2013年10月19日に改正され、2014年4月1日施行の改正法が適用されています。
- (2) なお、情報によりますと、2016年4月4日に法律改正が行われ、その改正法の施行日は2016年7月1日、及び2016年10月1日とのことです。
しかし、その改正の内容は主に行政事項及びその手続き (Administrative and Procedural Matters) に関し、実用新案の手続きに影響はないとのことです。

2. 実用新案出願時の必要書類

- (1) 願書 (Request) :
出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号、又希望する場合には新規性調査を請求及び新規性調査中に発見された文献の写しを請求する旨等を、記載します。
- (2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims) :
- (3) 図面 (Drawings) :
図面は、出願時の必須書面ではありません。
- (4) 委任状 (Power of Attorney) :
提出は不要です。
- (5) 優先権証明書 (Priority Document) :
優先日から16ヶ月以内に提出する必要があります。
- (6) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :
優先権書類が英語、スペイン語、フランス語又はイタリア語でない場合、特許庁はドイツ語の翻訳文を要求することができます。

3. 料金表 (単位 : ユーロ (EUR) です。)

- (1) 出願料金
 - ① 紙形式による出願の場合 40
 - ② オンライン出願の場合 30
- (2) 新規性調査報告請求料金 250
- (3) 拒絶に対する不服申立ての請求 200
- (4) 更新料
 - 1回目 (3年間) 210

2回目（2年間）	350
3回目（2年間）	530

4. 料金減免制度について

実用新案出願には減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実用新案出願の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません

7. 審査請求制度の有無

実体審査はされませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

特許出願と同様に、出願は日本語でも行うことができます。

日本語で出願した場合は、出願日から3ヶ月以内にドイツ語の翻訳文を提出する必要があります。

①実用新案出願は、方式審査のみで、新規性や進歩性について審査は行われず、方式要件及び登録可能性自体のみ審査されます。

②不登録事由

原則として、方法及び工程を含まない特許可能な発明は、すべて実用新案として保護が可能です。

次のものは、実用新案として登録されません。

(a) 発見、科学上の理論及び数学的方法

(b) 精神的活動の遂行やゲーム又はビジネスを行うための計画や規則等、
又コンピュータプログラム

(c) 公序良俗に反する考案

(d) 情報の提供

(e) 方法及び工程

(f) 植物又は動物の品種

等です。

③実用新案出願の技術的内容に関して、実際に登録の価値があるかどうかについて、新規性調査の報告書の作成を請求することができます。

この請求は、出願人又は第三者のいずれも請求することができます。

④方式的要件を満たしていると判断されると、出願は直ちに登録されます。

登録されると、その旨登録公報に公告され、書類が公衆の閲覧に供せられます。

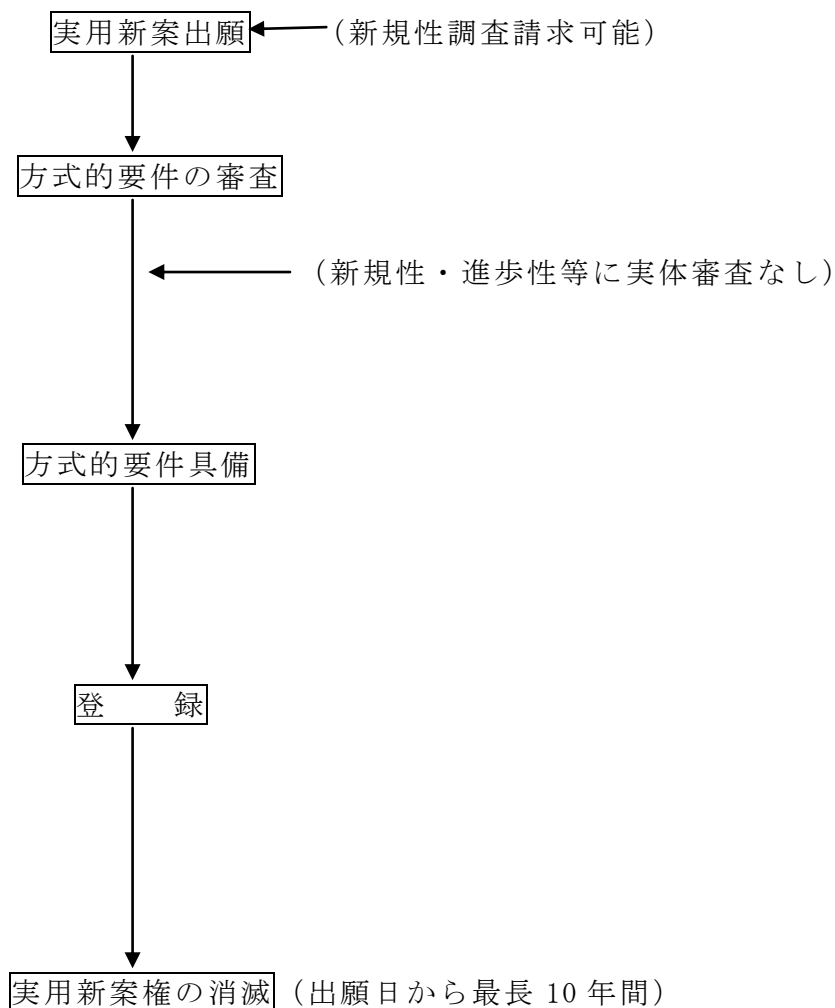
- ⑤特許庁の決定に対して不服がある場合には、連邦特許裁判所に不服を申立てることができます。
- ⑥明細書等の補正は、登録すべき旨の決定があるまで行うことができます。
- ⑦応答期限を徒過した場合には、Further Processing の手続きを利用し、申請することにより延長と同等な効果を得ることができます。
但し、その申請は、決定の日から1ヶ月以内に行う必要があります。

⑧分岐出願制度

分岐出願制度とは、既に出願された特許出願と同一の発明について、特許出願の出願日、優先日を主張して実用新案出願することができる制度をいいます

- (a)この分岐実用新案出願をする場合に、特許出願の出願日を主張する場合、実用新案出願の際にその旨を申立てる必要があります。
- (b)更に、特許庁から要求があった場合には、その要求から2ヶ月以内に特許出願の番号と出願日を通知する必要があり、特許出願の写しを提出する必要があります。
- (c)この実用新案出願は、特許出願に関する拒絶や許可に対する最終的な決定から2ヶ月以内に行うことができます。
- (d)この実用新案出願は、特許出願の日から10年経過した後は行うことができません。

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 実用新案権の存続期間は、出願日の翌日から3年です。
更に3年間延長でき、その後2年に付き2回、最長で出願日から10年まで延長可能です。
- (2) 実用新案権は登録の日から発生します。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

このような規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT出願において、ドイツを指定した場合実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期：優先日から30ヶ月以内です。

- (2) 提出すべき書類：ドイツ語による下記書類の翻訳文の提出が必要です。
- ①国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
 - ②第 19 条補正がされた場合：国際出願時の請求の範囲及び補正後の双方の翻訳文
 - ③第 34 条補正がされた場合：国際出願時の明細書等及び補正後の双方の翻訳文

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
無審査登録主義が採用されております。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要時間：
全ての方式的要件を満たした場合は、約 3 ヶ月から 6 ヶ月です。
- (3) その他：
実用新案出願の場合には、分岐出願という特殊な制度があります。
特許出願をした後、特許出願が特許要件を満たしていないと最終的に判断された場合に、実用新案として独占的な保護を求めることができることに留意する必要があります。
上述したように、実用新案出願は無審査で登録されますが、登録されると特許権と同様の独占排他的権利が発生します。
従って、特許出願としては拒絶されても、実用新案登録を得た場合には、特許権として保護される場合と同様に、第三者の実施を排除することが可能となります。
また、実用新案権を維持するために、年金納付の必要はなく、存続期間を延長する場合に、更新手数料の納付が必要となるだけです。

意匠出願

1. 現行法令について

- (1) 2011年の改正意匠法が適用されています。
- (2) なお、情報によりますと、2016年4月4日に法律改正が行われ、その改正法の施行日は2016年7月1日、及び2016年10月1日とのことです。
しかし、その改正の内容は主に行政事項及びその手続き (Administrative and Procedural Matters) に関し、意匠の手続きに影響はないとのことです。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

- (1) 願書 (Request) :
出願人、公開の繰り延べ請求、出願料の支払い方法、優先権を主張する場合のその情報等を記載します。
- (2) 意匠の写真又は図面 (Photographs/Drawings) :
- (3) 意匠の簡単な説明書 (Description) :
提出は任意であり義務ではありません。
- (4) 委任状 (Power of Attorney) :
職業代理人が代理する場合は不要です。
- (5) 優先権証明書 (Priority Document) :
基礎出願の書類の写しを優先日から16ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : ユーロ (EUR) です。)

- (1) 出願料金:
 - ① 一意匠出願 (紙出願の場合) 70
 - ② 一意匠出願 (オンライン出願の場合) 60
 - ③ 多意匠出願 (追加の意匠ごと) 7
- (2) 公開の繰り延べ請求 30
- (3) 存続期間の延長料金 (5年ごとの延長手数料) :
 - ① 6年～10年目の延長料 90
 - ② 11年～15年目の延長料金 120
 - ③ 16年～20年目の延長料金 150
 - ④ 21年～25年目の延長料金 180

4. 料金減免制度について

- (1) 料金の減免制度はありませんが、法的助成金制度があります。
- (2) この制度は、出願費用、存続期間の延長費用などが助成の対象となっています。

5. 実体審査の有無

- (1) 出願については方式審査のみが行われ、新規性等の実体的な審査は行われません。
- (2) 方式審査は、①出願料が支払われているか、②意匠の登録対象であるか否か、③公序良俗に反しないかについて、行われます。
- (3) 方式要件を満たしていない場合には、指令が発せられ、指令から2ヶ月以内に不備を是正することができます。
期間内に是正した場合には、不備を是正した日が出願日となります。
なお、新規性、独自性の有無は、意匠が登録された後に、その取消しが請求された場合に判断されます。

6. 出願公開制度の有無

- (1) 出願公開制度は採用されていません。
- (2) 出願内容が公開されるのは、意匠出願が登録された後です。
但し、出願人には、「公開の繰り延べ請求」が認められていますので、この請求がされている場合には、登録後の一定期間は公開されません。
出願人は出願と同時に、意匠の公開の繰り延べを請求することができます。
繰り延べ期間は出願日から30ヶ月となっています。
日本の秘密意匠制度と同じような制度で、当該30ヶ月の期間は書誌事項のみが公開され、意匠の内容は当該30ヶ月の経過後に公開されます。
なお、意匠登録に対する異議申立制度はありません。

7. 審査請求制度の有無

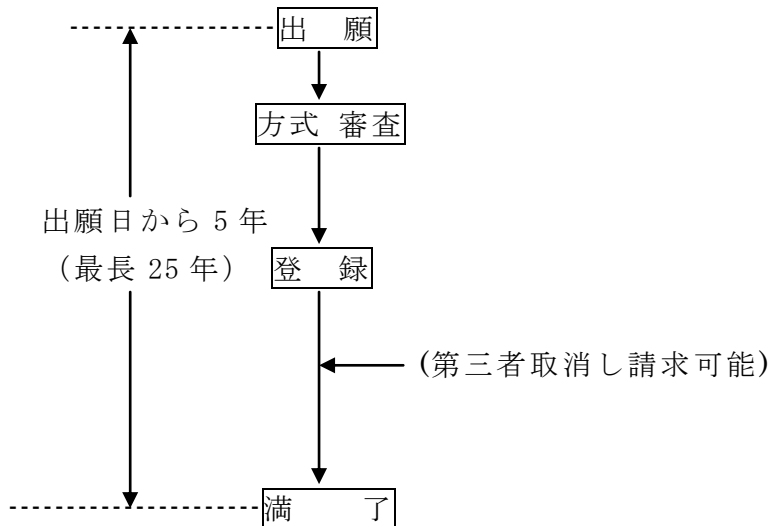
実体審査は行われませんので、出願審査請求制度はありません。
出願はすべて方式審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 出願日が付与されると方式審査が行われ、方式要件を具備していれば意匠登録されます。通常は出願から3ヶ月から6ヶ月程度で登録になっているようです。
- (2) 特許庁の決定に対して、連邦特許裁判所に不服申立てをすることができます。

ます。

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

出願日によって存続期間が異なります。

(1)1988年7月1日以降で、2004年6月1日より前の出願日の意匠権：

出願日から5年間です。

延長申請により5年間更新可能（3回が限度）です。

したがって、出願日から最長20年となります。

(2)2004年6月1日以降の出願日の意匠権：

出願日から5年間です。

延長申請により5年間更新可能（4回が限度）です。

したがって、出願日から最長25年となります。

(3)意匠権は登録された日から発生します。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が採用されています。

意匠とは、「物品の全体又は物品の一部の平面的又は立体的な外観」と定義されています。

11. 留意事項

(1)出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

無審査登録主義の採用です。

(2)出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：

全ての方式的要件を満たした場合、約3ヶ月から6ヶ月です。

(3) 意匠の保護対象について：

① 保護対象となる意匠は、「視覚的嗜好又は審美感を満足させることを目的とする、及び、それを満足させるのに適し、複製に適した2次元（織物、壁紙、ロゴ、アイコンなど）若しくは3次元の工業製品又はその一部の、新規かつ創作的な形状又は色柄」と定義されています。単なる技術的な機能の特徴は保護の対象とはなりません。

② 「タイプフェイス」については、1981年7月9日施行のタイプフェイス法に基づき、新規かつ創作性のあるものは意匠の保護を受けることができます。

- (a) アクセント及び句読点の付属物を伴う文字並びにアルファベット、
- (b) 数字及び慣用の記号、符号及び化学記号等の他の図形記号、
- (c) 縁飾り、花形装飾及び唐草模様等の装飾は、
タイプフェイスとみなされています。

(4) 多意匠出願について：

1968年ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類の同一クラスに属する意匠については、100個までは一の意匠出願で行うことができます。

(5) 新規性、独自性について：

① 審査では、新規性、独自性については判断されず、方式要件を具備すれば意匠登録を受けることができます。

しかし、第三者にはこれらを理由とする意匠登録の取消し請求が認められています。

② 「新規性」(Novelty) とは、出願日（優先日）前に、世界のいずれにおいても公表又は公用されておらず、既に利用可能な状態に置かれた意匠及び形状に通常の注意を払うことによってEC域内の各技術分野に従事する業界内において合理的に知られていないものをいいます。

③ 「独自性」(Individual character) とは、他人の先行意匠の全体的印象と異なっていることをいいます。

<新規性喪失の例外について>

出願日又は優先日前12ヶ月以内に出願人によって行われた公表又は公用は新規性喪失事由とはなりません。

(6) 意匠登録の取消し：

意匠が登録された場合には、第三者はいつでもその登録の取り消しを請求することができます。

登録を取り消すか否かは裁判所が判断します。

商標制度

1. 現行法令について

- (1) 2013年10月19日改正の改正法が適用されています。
- (2) なお、情報によりますと、2016年4月4日に法律改正が行われ、その改正法の施行日は2016年7月1日、及び2016年10月1日とのことです。
しかし、その改正の内容は主に行政事項及びその手続き (Administrative and Procedural Matters) に関し、商標の手続きに影響はないとのことです。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。言語は全てドイツ語ですが、ドイツ語以外の出願であっても後に翻訳文が提出されることを条件として出願日を確保できます。

- (1) 願書 (Request) :
 - ① 出願人、商標を使用する商品又はサービス及びその区分等を記載します。
 - ② 商品区分は、国際分類に従い1又は2以上の区分、商品・サービスを指定することができます。
3区分を超える場合には追加手数料が必要となります。
- (2) 商標見本 (Mark) :
- (3) 商標の説明書 (Description) :
提出は任意であり義務ではありません。
- (4) 優先権証明書 (Priority Document) :
優先権主張の基礎とされる出願の写しを、遅くとも指令から2ヶ月以内に提出する必要があります。
- (5) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :
上記優先権書類の提出から1ヶ月以内に提出する必要があります。
- (6) 委任状 (Power of Attorney) :
職業代理人の場合には不要です。
- (7) 音響商標の場合 (Sound Mark) :
 - ① 楽譜表記法による見本が必要となります。
 - ② 商標を録音したものが必要となります。

3. 料金表 (単位 : ユーロ (EUR) です。)

- (1) 出願料 (3区分まで) :

①紙形式による出願の場合	300
②オンライン出願の場合	290
③追加区分料(4区分以降の1区分につき)	100
(2)早期審査請求:	200
(3)更新出願料:	
①3区分まで	750
②追加区分料(4区分以降の1区分につき)	260
(4)異議申立て:	120
(5)拒絶に対する不服申立料金:	150
(6)取消請求:	300

4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式審査のみならず実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

登録前の出願公開制度はありません。

出願中は原則として出願書類は第三者に開示することは出来ません。

入手するには正当な利害関係を立証することが必要です。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていないので、出願は全件審査されます。

所定の手数料を支払うことにより、早期審査を請求することも可能です。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1)方式審査

①出願がなされると、出願日を得るための要件、商標見本・商品・サービスの表示、が満たされているか審査されます。

②上記本質的要件を満たしていない場合、特許庁は、所定の期間内に補正を求めます。

補正をした場合、その補正した日が出願日となります。

③上記以外の形式的な不備の場合、補正指令が発行され、指定期間内に瑕疵を是正するよう要請されます。

(2)実体審査

①方式審査を経た後、出願が絶対的不登録理由に該当するか、ドイツで

の周知商標と同一類似か否かについて、審査が行われます。
主な絶対的（Absolute Grounds）不登録理由は次の通りです。

- (a) 視認可能でない商標、
- (b) 識別力を有していない商標、
- (c) 商品等の種類、品質、数量や産地等の所謂記述的商標、
- (d) 商品等の品質誤認を生じるおそれのある商標、
- (e) 公の秩序又は道徳に反する商標
等が、該当します。

②相対的（Relative Grounds）不登録理由は審査段階では行われず、
登録後に異議申立てがあった場合に限り審査されます。
主な相対的不登録理由は次の通りです。

- (a) 同一の商品等について、ドイツで既に登録又は出願されている先行
商標と同一の商標
- (b) 同一又は類似の商品等について、ドイツで既に登録又は出願されて
いる先行商標と類似する商標であって、誤認混同を生じさせるおそ
れのある商標
等が、該当します。

③絶対的不登録事由に該当しない場合は、出願は商標登録され、登録証
及び商標公報が発行されます。登録後に異議申し立てがあった場合の
商標権者の対抗策として、商標権の分割が認められています。

(3) 早期審査

早期審査制度が採用されております。

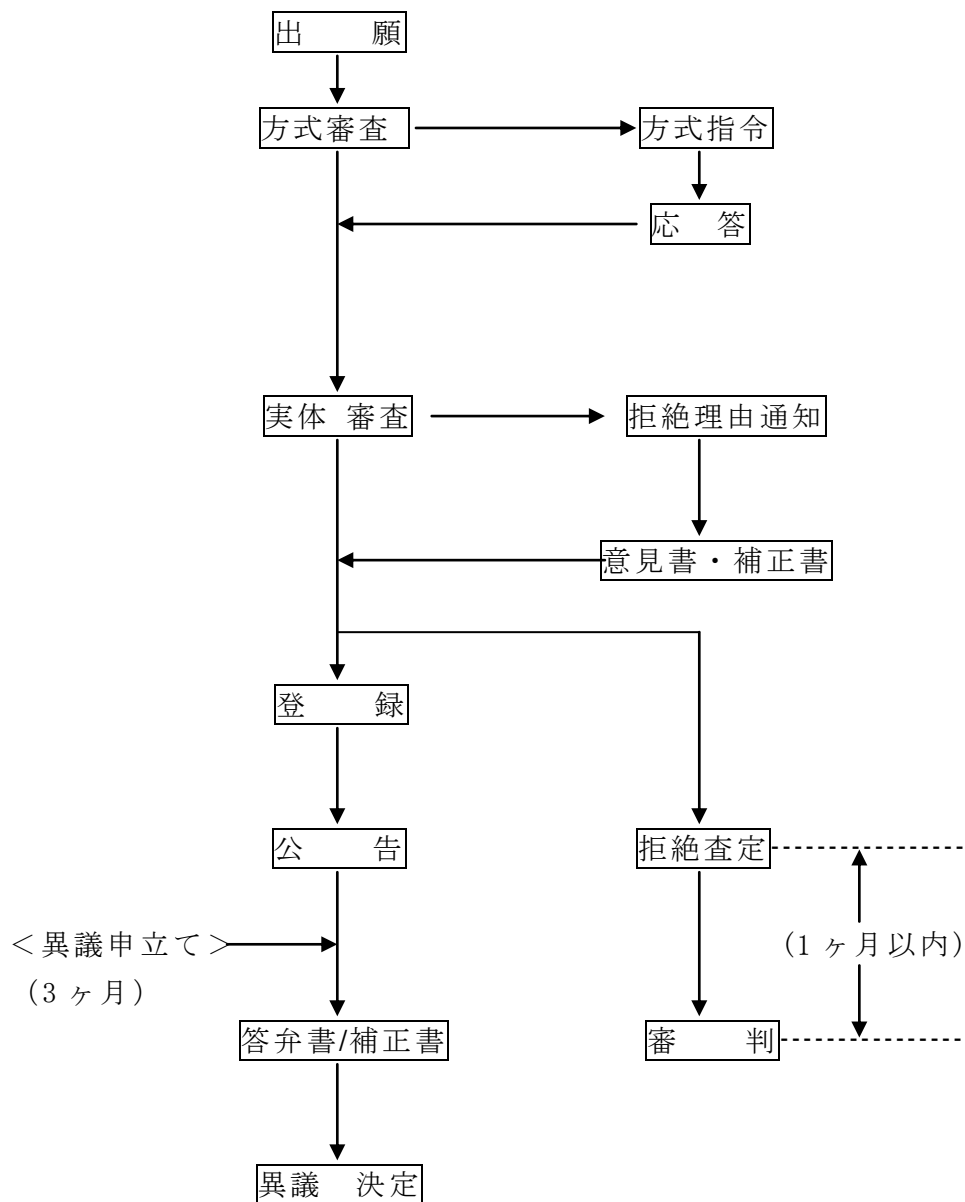
(4) 異議申立て

- ①商標登録の公告日から3ヶ月以内に、当該登録商標と同一類似の先行
商標登録の商標権者は、異議申し立てを行うことができます。
- ②登録が取り消された商標権者は、裁判所に不服申し立てを行うこと
ができます。

(5) 不服申立て

審査官の決定に対し、不服を有する場合には決定書の通知日から
1ヶ月以内に審判請求をすることができます。

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利発生日)

(1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。

より正確には、出願日の属する月の末日から起算して10年後に満了します。

存続期間は10年ごとに更新することができます。

(2) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前1年以内に更新登録出願をしなければなりません。

(3) 商標権は、登録された日に発生します。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
また、使用する意思も登録要件とはされていません。
- (2) 登録後に継続して5年以上不使用の場合には、請求により取消されます。

11. 保護対象

- (1) 商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるよう表現可能なものとされています。
特に、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、音響、商品又はその包装の形状を含む3次元形状（商品の性質に由来する形状、技術的結果を得るために必要とされる形状のみの場合は除く）、複数の色彩の組み合わせは保護対象となります。
- (2) 所謂、新しい種類の商標といわれる、色彩のみの商標、音響商標、匂い、味覚等の商標も登録の対象とされています。
- (3) また、「商業的表示」も商標として保護されます。
「商業的表示」とは、
 - ① 事業表示（標識、商号、企業の特別な表示）、
 - ② 著作物の題号・名称（印刷物、映画、音楽、演劇など）、及び
 - ③ 地理的原産地表示（地理的表示という本来の意味を失ったものは除く）をいいます。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約3ヶ月から5ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：
方式的要件を満たし、絶対的拒絶理由がなかった場合には、
約7ヶ月から8ヶ月です。
なお、早期審査を請求した場合には、出願日から約6ヶ月以内です
（異議申立てがなかった場合）。
- (3) 権利行使の制限：
 - ① 商標権者又は商業的表示に関する所有権者は、継続して5年間当該商標権者等の商標より後に登録された他人の使用を知らず黙認していた場合には、当該他人の使用が悪意の場合を除き、当該商標権者等は当該他人の使用についての差止請求、登録の取消しを請求することができなくなります。
 - ② また、このような状況の場合、先の商標権者及び後の商標権者ともにお互いの登録に対して異議申し立てを行うことはできません。

(4) 団体商標：

地理的原産地を表示するために使用する標識・表示は団体商標として登録を受けることができます。

(5) マドリド協定議定書に基づく国際登録（マドプロ出願）：

① ドイツを指定するマドプロ出願は、通常のドイツ商標出願と同様に絶対的不登録事由及びドイツ周知商標との同一類似性が審査されます

（国際登録日から1年以内）。

② ドイツ居住者以外の出願人による暫定拒絶への応答は、ドイツ国内の代理人を選任する必要があります。

(6) 譲渡、使用許諾：

① 商標出願、商標権は、事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。譲渡は、特許庁に登録することが可能です。

② 商標の使用許諾は商標権のみならず、商標出願についても行うことが可能です。

但し、譲渡の場合と異なり、商標権、商標出願に基づく使用許諾は特許庁に登録することはできません。